6　その他

⑴　試験機器の状態で規定する占有周波数帯幅が最大となる状態とは、変調方式、サブキャリア間隔、サブキャリア数等の組合せで決定される中で、最大送信電力となる状態をいう。占有周波数帯幅が最大となる状態の特定が困難な場合は、推定される複数の送信条件で測定を行う。

⑵　⑴において、バースト波の場合は、表示モードをマックスホールドとして波形が変動しなくなるまで連続掃引する。

五　スプリアス発射又は不要発射の強度（アンテナ端子付き）

［1　略］

2　測定器の条件等

⑴　不要発射探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

掃引周波数幅	30MHzから26GHzまで㊟
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、「（掃引周波数幅（MHz）／分解能帯域幅（MHz））×バースト周期（ｓ）」で求められる時間以上とすることができる。）
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注　設備規則別表第３号において、不要発射の強度の許容値（帯域外漏えい電力）として規定される周波数範囲を除く。

6　その他

⑴　２⑴において、バースト波の場合は、表示モードをマックスホールドとして波形が変動しなくなるまで連続掃引する。

⑵　複数の空中線端子を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しないときは、同時に電波を発射する空中線端子のみの測定とすることができる。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合は、この限りでない。

⑶　複数の空中線端子を有する場合であって、空中線端子ごとの測定値が許容値から100kHzを減じた値を超えるときは、それぞれの空中線端子を合成器において接続して測定し、それぞれの空中線ごとの測定値に加えて記載すること。

五　スプリアス発射又は不要発射の強度（アンテナ端子付き）

［1　同左］

2　測定器の条件等

⑴　不要発射探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

掃引周波数幅	30MHzから26GHzまで㊟
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、「（掃引周波数幅（MHz）／分解能帯域幅（MHz））×バースト周期（ｓ）」で求められる時間以上とすることができる。）
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注　掃引周波数幅から次の周波数範囲を除く。

占有周波数帯幅18MHz以下
- 5.2GHz帯：5,140MHzから5,360MHzまで
- 5.3GHz帯：5,140MHzから5,360MHzまで
- 5.6GHz帯：5,460MHzから5,740MHzまで

占有周波数帯幅18MHzを超え19MHz以下
- 5.2GHz帯：5,135MHzから5,365MHzまで
- 5.3GHz帯：5,135MHzから5,365MHzまで
- 5.6GHz帯：5,455MHzから5,745MHzまで

占有周波数帯幅19MHzを超え38MHz以下
- 5.2GHz帯：5,100MHzから5,400MHzまで
- 5.3GHz帯：5,100MHzから5,400MHzまで
- 5.6GHz帯：5,420MHzから5,760MHzまで

占有周波数帯幅38MHzを超え78MHz以下
- 5.2GHz帯：5,020MHzから5,480MHzまで
- 5.3GHz帯：5,020MHzから5,480MHzまで
- 5.6GHz帯：5,340MHzから5,800MHzまで

占有周波数帯幅78MHz超
- 5.2GHz帯：4,916MHzから5,584MHzまで
- 5.3GHz帯：4,916MHzから5,584MHzまで
- 5.6GHz帯：5,236MHzから5,904MHzまで